

○大津市湖都文化推進審議会規則

平成24年12月25日

規則第128号

改正 令和4年4月1日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市湖都文化推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

(1) 大津市文化振興計画に基づく文化振興施策の推進及びその進行管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化振興施策の推進に関し市長が必要と認めること。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 学識経験を有する者 2人以内

(2) 教育関係者 1人

(3) 芸術・文化関係団体から選出された者 1人

(4) 観光・商工関係団体から選出された者 2人以内

(5) 関係事業者から選出された者 3人以内

(6) 市長が行う委員の公募に応募した市民 1人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民部文化振興課において処理する。

(令4規則29・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年7月21日までとする。

附 則（令和4年4月1日規則第29号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。